

## 【中小工務店向け】設計住宅性能評価料などの減免のお知らせ <断熱等性能等級4（H25基準相当）以上対象>

一般財団法人ベターリビングでは、中小工務店の皆様を対象に省エネ性能の適合証明申請費用（以下「評価料」といいます。）の減免を開始することとなりました。これは、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「評価協会」といいます。）が実施する支援事業（※1）の補助を受けて行うものです。

評価料の減免を受けるためには、物件申請と併せてお申し込みいただく必要があります。次の詳細をご確認の上、当財団にお申し込みください。

（※1）国土交通省 住宅市場整備推進事業（省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備）  
 「中小工務店向けの講習会及び適合性評価申請に対する支援事業」

### 1. 減免を受けられる工務店の要件

年間の新築住宅供給戸数（過去3カ年の竣工平均戸数）が20戸以下の工務店

### 2. 減免を受けられる省エネ性能に係る基準

減免の対象は、1.の要件を満たす工務店が供給する住宅に対し、次の表に示すいずれかの省エネルギー性能に係る基準を用いて、当財団にて評価・審査を行った物件となります。

（表）減免の対象となる省エネ性能に係る基準

	対象とする省エネ性能に係る基準
1. 住宅性能評価	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく 「住宅性能評価方法基準（温熱環境・省エネルギーに関する こと）」 5.1 断熱等性能等級（等級4）又は 5.2 一次エネルギー消費量等級（等級4又は等級5）
2. 低炭素建築物	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく 「低炭素建築物新築等計画の認定基準」
3. 長期優良住宅	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく 「長期優良住宅建築等の認定基準」
4. フラット35S	独立行政法人住宅金融支援機構による 「フラット35S」の技術基準（省エネルギー性）
5. 性能向上計画認定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条に 基づく「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準」
6. 省エネ基準適合認定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条に 基づく「建築物エネルギー消費性能基準」

### 3. 減免の対象期間

平成28年10月3日から平成29年1月31日までの期間内に、当財団にて申請を受理するとともに評価書等が発行された物件が対象となります。ただし、減免の対象期間内であっても減免額の総額が予定額に達した場合は、減免を終了させていただきますのでご了承ください。

#### 4. 減免額

減免の対象は、2. の表の基準を適用して評価・審査を行った物件の評価料の実費が減免となります。ただし、1物件につき20,000円（消費税及び地方消費税を除く。）（※2）が上限となります。

なお、評価料について他の補助金の対象となっている物件は、減免の対象となりません。

（※2）評価・審査にともなう評価員等の交通費・旅費・宿泊費等、評価書等の再発行にともなう費用等評価料以外の費用は減免の対象外となります。

#### 5. お申し込み方法

2. の表の基準を適用した評価・審査の申請の際に、次の書類に必要事項をご記入・押印の上、当財団へご提出ください。

■「**施工実績等報告（様式9）**」【EXCEL】（※3）

ベターリビングホームページ内（<http://www.cbl.or.jp/info/file/400.xlsx>）からダウンロードしてください。

（※3）2. の表に該当する評価申請の度に提出してください。

同時に複数の物件を申請する場合、1枚にまとめて提出することができます。

#### 6. 留意点

**（1）会社再編等にもなう減免の継承に係る手続き**

法人間の合併・買収及び統廃合、分社化等の会社再編により、減免の権利義務の承継又は移転が発生する場合は、当財団へご連絡ください。

**（2）個人情報の取り扱い**

評価料の減免を希望される工務店及び物件に関して取得した個人情報は、減免の補助を受けるための完了実績報告等として評価協会へ提供します。

なお、評価協会では、提供を受けた個人情報を、同一の提案に対し国からの他の補助金を受けていないかの調査に利用するとともに、違反行為があった場合、他府省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に違反事案の概要を提供することがあるとしています。

**（3）その他**

提出書類等に不備・虚偽が確認された場合、不誠実な行為等が確認された場合、減免の対象期間内に評価書等の発行ができない場合、減免額の総額が予定額に達した場合等は、減免の対象外となりますのでご注意ください。

減免の対象外となった場合は、定価の評価料をご負担いただく必要があります。減免後の評価料をお支払の後、対象外となった場合は、減免相当額を追加請求させていただきます。

また、当財団は、この評価料の減免を行うに当たり、「中小工務店向けの講習会及び適合性評価申請に対する支援事業補助金交付規程」（※4）に基づき運営いたします。

（※4）評価協会ホームページにて掲載

[https://www.hyokakyokai.or.jp/house/2016/house\\_support.html](https://www.hyokakyokai.or.jp/house/2016/house_support.html)

<お問合せ先>

一般財団法人ベターリビング 住宅・建築評価センター 担当：駒形（コマガタ）

電話 03-5211-0578 FAX 03-5211-0596